

## 資料 2

中央教育審議会大学分科会  
教学マネジメント特別委員会  
(第2回) H31.1.16

# 教学マネジメントに係る指針の策定の考え方と 具体的に盛り込むべき主な事項について (案)

## 1. 指針の策定の考え方

- 各大学において教学マネジメントを確立することの重要性は、これまでも繰り返し指摘されてきたところ。平成28年には三つの方針の策定と公表の義務化に伴い、その運用についてもガイドライン<sup>1</sup>をお示しいただいた。
- ガイドラインでは、一体的に策定された三つの方針に基づき、組織的な教育と自己点検・評価の実装により、各大学の教育を実質化することで社会に対する説明責任を果たすことが強調されたが、各大学における具体化の方策については、過去の答申等で既に示された大学教育改革に関する種々の手法等を掲げるにとどまっていた。
- こうした改革や取組の結果として、各大学における三つの方針の策定は進んだものの、全ての大学において、PDCAサイクルの基点として内部質保証の根幹を担うだけの水準で三つの方針が定められ、これに基づく教学マネジメント体制が確立されている状況ではないと指摘されている。
- また、大学や学生がその教育成果や学修成果を適切に発信し、社会に対する説明責任を果たしていくためには、大学全体の教育成果の可視化の取組を促進する必要がある。
- そこで、過去の答申等で示されている大学教育改革に関する手法等を、教学マネジメントの確立及び学修成果の可視化・情報公開の促進という観点から再整理することで、三つの方針（特に「卒業認定・学位授与の方針」及び「教育課程編成・実施の方針」）に基づき、不断の教育改善に取り組みつつ、社会に対する説明責任を果たしてゆく大学運営（教学マネジメントが確立した大学運営）の具体的な在り方を示すものとして、教学マネジメントに係る指針を策定する必要がある。

---

<sup>1</sup> 「「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」（平成28年3月中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

## 2. 指針に具体的に盛り込むべき主な事項の整理について

1. を踏まえ、教学マネジメントに係る指針に具体的に盛り込むべき主な事項については、以下のように整理することができるのではないか。

事項	盛り込むべき必要性・重要性
①学修目標の具体化	教育の質保証に向けたPDCAサイクルの基点となる「卒業認定・学位授与の方針」(DP)は、学生の学修目標として、また、卒業生の能力を保証するものとして機能すべく、明確かつ具体的に定められるべきことを共通理解とする必要がある。
②授業科目・教育課程	密度の濃い主体的な学修を可能とする前提として科目の精選・統合が行われた上で、DPの下にある学位プログラムを個々の授業科目が支える構造となり、DPを効率的に実現する観点から体系的な教育課程として組織的に編成される必要がある。
③成績評価	大学教育の質保証の根幹として、また、学修成果の可視化を適切に行う上での前提として、成績評価の信頼性を確保する必要がある。
④学修成果の把握・可視化	学生がDPに定める能力を身に付けられていることを実感・説明できるように、また、大学が教育課程の改善に活用できるよう、複数の情報を組み合わせた多面的な学修成果の把握と可視化が必要。
⑤教学マネジメントを支える基盤	①～④の取組を実現する上では、教員・職員の能力の向上や、教学IRの進展が必要不可欠である。
⑥情報公表	各大学が外部に対し積極的に説明責任を果たしていくことにより、社会からの評価と支援を得るという好循環を形成するという観点から、大学全体の教育成果や教学に係る取組状況等の大学教育の質に関する情報を、様々な角度から示せるよう把握・公表していくことが重要である。